

川崎区ソーシャルデザインセンター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」（平成31年3月策定）（以下「基本的考え方」という。）に基づき、市民一人ひとりが多様なつながりをつくり誰もが認められる暮らしやすい地域社会の実現に向けて、地域で活動する団体と川崎区役所が協働で取り組む「川崎区ソーシャルデザインセンター事業」（以下「区SDC事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 区SDC事業を実施する全ての団体は相互に協働及び連携し、各団体が有する強み、経験から得た知見その他資源を活用することにより、次条に掲げる事業を実施し、地域での様々な新しい活動や価値を生み出し、社会変革を促す基盤の創出を目指すものとする。

(対象事業)

第2条 区SDC事業において対象となる事業は、基本的考え方に基づく次の各号に掲げる機能等を担う事業とする。

- (1) 人や団体・企業・活動をつなぐコーディネート機能とプロデュース機能
- (2) 支援ニーズ（活動支援、資金助成、相談、情報収集）とメニューの効果的なマッチング
- (3) 地域課題の解決を目指した社会実験の展開
- (4) 人材育成（地域の担い手など）
- (5) 「まちのひろば」の創出及び支援
- (6) 地域メディアやソーシャルメディアを活用した情報の受発信
- (7) 新たな参加、交流のきっかけづくり
- (8) その他川崎区の特성에応じて必要とされる機能

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は対象外とする。

(1) 営利のみを目的とするもの

(2) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの

(3) 政治活動又は宗教活動を目的としたもの

(4) 国、地方公共団体その他公共的団体から当該事業の委託、補助その他金
銭支援を受けている、又は受ける見込みのあるもの

(5) 施設等の建設や整備を目的としたもの

(6) 公序良俗に反するもの

(事業実施者)

第3条 区SDC事業は、次の各号の団体等によりネットワークを構成し、実
施するものとする。

(1) 事務局

(2) SDC連携メンバー

(事務局)

第4条 事務局は、主に次の各号に関することを行うものとする。

(1) 交流会等の開催

(2) 区SDC事業の広報

(3) その他区SDCの運営に関すること

2 前項第3号の内容については、別途定めるものとする。

(SDC連携メンバー)

第5条 SDC連携メンバーは、主に次の各号に関することを行うものとする。

(1) 活動・イベント実施

(2) SDCネットワーク内の交流

(3) 活動協力等の相互支援

(SDC連携メンバーの要件)

第6条 SDC連携メンバーの登録ができる者は、川崎区内を対象地域として地域活動を実施している個人及び団体のうち、次の条件を満たす者とする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とした活動を行わないこと
- (2) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと
- (3) 公序良俗に反する活動を行わないこと
- (4) 事務局及び他のSDC連携メンバーと、円滑に連携して事業を行うことができること

（SDC連携メンバーの登録）

第7条 SDC連携メンバーの登録を希望する団体等は、SDC連携メンバー登録申請書（別紙様式）又は同等の内容のフォーム等により、区長へ申請するものとする。

- 2 区長は、前項の申請に不備がない場合は、SDC連携メンバーとして登録するものとする。

（SDC連携メンバーの登録取消）

第8条 SDC連携メンバーは、その登録を取り消したいときは、区長へ申し出るものとする。

- 2 区長は、前項の申し出があったときは、登録の取り消しを行うものとする。
- 3 区長は、SDC連携メンバーが、第6条の要件を満たさなくなつたと判断したときは、事前に通知のうえ、その登録を抹消することができる。

（委託）

第9条 区長は第4条に定める事務局の業務を別途定める者に委託することができる。

2 区長は、第7条について、前項に定める者に事務を委託することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のため必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月17日から施行する。

(川崎区ソーシャルデザインセンターモデル事業実施要綱の廃止)

2 川崎区ソーシャルデザインセンターモデル事業実施要綱(3川区企第601号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 旧要綱の規定に基づき実施する事業の執行に係る手続きについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前要綱における「コアメンバー事業」実施者については、その同意を得られた場合には、SDC連携メンバーに移行するものとする。

3 改正前要綱における「サポートメンバー」については、自動的にSDC連携メンバーに移行するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(様式)

令和 年 月 日

川崎区ソーシャルデザインセンター事業 SDC連携メンバー登録申請書

(あて先) 川崎区長

(申請者)

次のとおり川崎区ソーシャルデザインセンター事業SDC連携メンバーの登録を申請します。

団体又は個人 の情報	住 所： 代表者： 電 話： アカウントを取得しているSNS：	担当者： E-mail：
主な活動内容		
得意分野		
登録要件等	以下の全ての点に該当する場合のみ申請が可能です。必ず御確認の上、□にレ点をお願いします。	
	【登録要件】	
	①川崎区内を対象地域として地域活動を実施している個人又は団体であること	<input type="checkbox"/>
	②宗教活動又は政治活動を目的とした活動を行わないこと	<input type="checkbox"/>
	③川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと	<input type="checkbox"/>
	④公序良俗に反する活動を行わないこと	<input type="checkbox"/>
	⑤事務局及び他のSDC連携メンバーと、円滑に連携して事業を行うこと	<input type="checkbox"/>
	【遵守事項】（登録要件⑤に関連してお守りいただきたい内容です）	
	●得意分野を活かして積極的に相談対応を行います	<input type="checkbox"/>
	●相談内容に応じて適切な活動支援又は実施を行います	<input type="checkbox"/>
●支援又は実施する地域活動等の情報を川崎区ソーシャルデザインセンターのSNSに投稿します（アカウント情報は登録後、お知らせします）	<input type="checkbox"/>	

事務局使用欄

收受日：

登録番号：